

# オーストラリアの公共政策とPPP

八木原 大

実践女子大学人間社会学部非常勤講師

## 1. はじめに

現在先進諸国は今後不可避免的に迎えることになる高齢社会において、財政需要増加とその財源の確保並びに政府支出の削減という目的を同時に達成させるという難しい選択に迫られている。このような財政環境においては、これまでの行政手法の延長で歳出削減、歳入拡大の努力をしても限界があるため、政府部門と民間部門の役割分担を根本的に見直す必要がある。すなわち、民間部門の多様な主体と対等な立場で政府部門が連携し、協働することが今後の地域社会の構築の際には基本となる。

そうした中、本稿における課題は先進諸国の中でイギリスと並んでPPPの長い歴史を持つオーストラリアが公共サービスの供給に関して、連邦と州の財政関係を考慮しつつ、どのような方向性をもって取り組んでいるかを明らかにすることにある。

オーストラリアのPPPは1980年代から、道路事業等を中心として実施されてきた。現在、社会資本整備・運営手法として一定の地位を確立しているPPP事業は各州でその活件数や事業費金額は異なるものの、公共サービスの様々な分野で実施・計画されている。

オーストラリアのPPPにおける近年の先行研究は、日本ではオーストラリアのPPPの活用状況を実際の例を踏まえて考察した財団法人自治体国際化協会〔2011〕等が代表的である。ただし、財団法人自治体国際化協会〔2011〕はPPPの導入経緯、制度の変遷、具体的な適用事例を浮き彫りにしているものの、公共サービスという財の性質の分類とその受益者負担の可能性という観点からPPPのあり方を踏まえて考察しているわけではない。

そこで本稿の構成は以下のとおりである。まず第2節では公共サービスの内容を財の持つ性質（競争性、排除可能性、外部効果）及び再分配政策の観点から検討し、その公共サービスの供給における受益者負担の可能性について言及する。

第3節においては現行のオーストラリアのPPPの概要に言及する。より具体的には、PPPの定義と目的、主要原則、そしてその発展について検討する。その際にはPPP発展の背景にあると考えられる公債協議会およびインフラストラクチャー・オーストラリアという2つの組織との関連を考慮する。

第4節では第2節の枠組みを用いて具体的に公共サービスを受益者負担の可能性の観点から分類する。

第5節では公共サービス別の実際のPPPと受益者負担の可能性を比較し、PPPの活用実態を受益者負担の可能性の分類という観点から整理する。

第6節では第5節で整理した内容を評価し、おわりにではそれまでの議論をまとめることにする。

## 2. 公共サービスにおける受益者負担の可能性

本節では、まず公共サービスのもつ性質を明らかにするために、いくつかの視点から受益者負担の可能性について言及し、公共サービスにおけるPPPの可能性について検討する<sup>1</sup>。

財政学における公共財の理論では、純粹公共財は消費の非競合性と排除不可能性という2つの特徴を有している財と定義されている。本研究ではオーストラリアにおける公共サービスの受益者負担の可能性を探るにあたり、消費の競合性と排除可能性という伝統的な公共財の2つの性質の組み合わせだけではなく、外部効果、再分配政策という要素も取り込んで検討する。外部効果は公共財の性質を明らかにする上で、また再分配政策は政府がその公共サービスをどのように位置付けているかを確認する上で重要な要素であるためである。以下では、それぞれの要素及びその関係性について言及する。

公共サービスの消費パターンは大きく分けて2通りが考えられる<sup>2</sup>。一つは消費が自発的になされるパターンと、いま一つは消費が強制的になされるパターンである。消費の自発性とは公共サービスを実際に消費するかどうかは個人の選択に依拠していることであり、主に個別消費性のある財を消費する場合にあてはまる。これに対して消費の強制性とは公共サービスの消費が集合的になされることであり、消費は強制的である。これは主に共同消費性のある財を消費する場合にあてはまる。

公共サービスにおける消費の競合性は非競合的か競合的かに分けることができるが、さらに混雑する可能性についても言及する必要がある。非競合的な財は混雑する可能性はなく、その財の供給量は人数に限らず等量である。しかし、競合的な財は混雑する可能性がある。すなわち混雑する可能性のある財（以下、混雑財とする）は利用する人数がある一定量までは消費量は低下しないが、一定量を超過した場合には競合性が高まり、混雑現象によりその財の消費量は低下する。混雑財は「常に競合的な財」とは異なるが、競合的な財ではある。このことから、競合性についてはまずは非競合的か競合的かに分けることができる。また、競合的な財は受益者が少数になり特定可能であるため、受益者負担の可能性がある。

次に排除可能性である。公共サービスを市場取引と類似した形で提供しようとする場合、負担しない者を排除するために要するコストは排除コストである。例えば公衆衛生による便益から費用を負担していない者を排除しようとした場合、技術的に排除は不可能である。このような場合、受益者負担とすることはできない。そのため、排除可能性は低いコストで排除が可能な場合に受益者負担の可能性がある。

ここで競合性と排除可能性の関係について整理すると、公共サービスが非競合的である場合には、

大抵は排除不可能である。つまり非競合的な財の場合、インターネット等のサービスを除き特定の人をその消費から排除することはほとんど不可能であるからである<sup>3</sup>。それに対して、競合性のある財は基本的には個別消費性があるためほとんどの場合、排除可能である。したがって、基本的には非競合的な財は排除不可能であり、競合的な財は排除可能であるという2つのパターンで整理することができる。しかし、例外的に一般道路のように混雑が見込まれる財については、前述したように常に競合的な財ではないが、混雑現象によって競合性が生じる財もある。

外部効果とは市場を通さずに、ある消費者・生産者の経済活動から他の消費者・生産者が直接的に対価を授受することなく何らかの影響を受けることである。この定義に基づけば外部効果はその財・サービスが共同消費される場合には個人の消費が他人の効用にほぼ等しく影響を及ぼすため認められ<sup>4</sup>、また個別消費される場合にも認められる。

再分配政策とは公共サービスの消費にあたって個人の所得の違いや支払能力等を勘案し、政策的に分配状態を配慮しているか否か、をいう。再分配政策の必要があると認められる公共サービスは市場でそのサービスを購入できない個人に対して公共サービスの供給を受けることが可能となるように、全面的にもしくは部分的に一般財源等による負担を求める財であり、その場合には受益者負担の可能性は政策上意図的に低くなる。再分配政策は社会的に望ましいパレート最適が達成されている状態においても政府介入の根拠となり、租税制度や補助金制度を通じておこなう方法の他、現物給付も含まれる。

これまでの内容をまとめると、図1のように分類することができる。第一分類は競合性、排除可能性及び外部効果があり、さらに再分配政策を行っているケースである。この場合、財の性質には競合性・排除可能性があるため市場による供給が可能である。しかし、その財に外部効果が認められれば、供給量は一般的には社会的に望ましい水準にはならない。外部効果がある場合、財の性質上最適供給の観点から完全に受益者負担とすることはできない。そこでこの財に対して政府が外部効果の補正をするために税金を投入することで社会的に望ましいパレート最適を達成できる。さらに政府がその財に対して再分配政策を行うことで、社会的に望ましいパレート最適の水準とは異なる一定の供給水準を確保することができる。この場合、受益者負担の可能性は政策的な観点からなくなる。

第二分類は競合性、排除可能性、外部効果がそれぞれあるが、再分配政策がないケースである。競合性・排除可能性のみを考慮すれば市場による供給が可能であるが、外部効果があるためその財の供給量は第一分類と同様社会的に望ましい水準とはならない。そのため受益者負担のみで最適供給量を確保することはできない。そこで外部効果を補正する目的で税金の投入によって料金を引き下げ、一定の供給量を確保する。そのため、限定的な形で受益者負担が可能となる。

第三分類は競合性、排除可能性があり、外部効果がない財であるが、再分配政策を行っているケースである。競合性・排除可能性があるため市場による供給が可能であり、さらに外部効果がないため財の性質としては受益者負担の可能性はある。しかし政府が再分配政策を行っているため受益者負担の可能性はない。

第四分類は競合性、排除可能性はあるが、外部効果がない財であり、また、再分配政策も行って

いないケースである。競合性・排除可能性があるため市場により効率的な供給が可能であり、さらに外部効果もないため財の性質としては受益者負担の可能性がある。また政府も再分配政策を行っていないため、十分に受益者負担の可能性がある。

第五分類は、排除可能性はないが混雑現象により競合性が高まる財である。競合性が高まれば受益者は少数となるため、特定可能になるが、ほぼ排除不可能であるため、受益者の消費量を個別に測定することはできない。したがって受益者負担の可能性は著しく低いと考えられる。

第六分類は純粹公共財としての位置付けであるため、競合性及び排除可能性はないが、外部効果はあると考えられる。そのため、市場での取引が成立しない、もしくは十分な量が供給されない。この場合には市場が適正に機能していないため、その部分を補正する必要がある。外部効果が原因であれば、外部効果を補正する必要がある。このようなケースでは受益者負担は不可能である。

図1 受益者負担の判定要素とその可能性

財・サービスの内容	受益者負担判定要素				受益者負担の可能性	分類
	競合性	排除可能性	外部効果	再分配政策		
消費の自発性を有する財	○	○	○	○	×	第一分類
	○	○	○	×	△	第二分類
	○	○	×	○	×	第三分類
	○	○	×	×	○	第四分類
消費の強制性をもつ財	×→(混雑)→○	△	○	×	△	第五分類
	×	×	○	×	×	第六分類

※筆者作成。

### 3. オーストラリアにおけるPPPの概要

#### 3.1 PPPの定義と目的

ラッド労働党政権下で2008年に設立された連邦政府の法定諮問機関であるインフラストラクチャー・オーストラリア (Infrastructure Australia) が導入した「国家官民連携政策及びガイドライン」(National Public Private Partnership Policy and Guidelines、以下ガイドラインと呼称する。)によると、PPPは政府部門と民間部門との長期契約であって、民間部門がインフラ及び関連サービスを提供することに対して、政府部門が民間部門(一般的には民間企業は複数の企業グループとしてコンソーシアムを結成)に対価支払を行うことである<sup>5</sup>、としている。PPPには、政府部門が効率性の観点から長期間に渡って、民間部門に対して施設の設計、建設、維持・管理、資金調達を委託し、その対価を支払うという特徴がある<sup>6</sup>。

PPPの目的は、本来、公債発行を避けるためもしくはVFM (Value For Money) の達成にある<sup>7</sup>。VFMとは支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方であり、オーストラリアにおいては2000年以降のPPPの理論的根拠はVFMにおかれている<sup>8</sup>。さらにこのVFMの達成のためには、単独では事業化が困難なものについても「サービスの包括化 (bundling)」や「広域化」等により、民間部門におけるリスクの分散を図り、事業としての成立性を高めるなど

の工夫を行うことが重要である。このようにPPPの目的は民間部門の資金調達を基礎とすることで、リスクを政府部門から民間部門に適切に移転し、技術やサービスの革新、より効率的な資産活用、事業契約期間全体にわたるマネジメントを通じてのサービスの改善、VFMの達成にある<sup>9</sup>。

そしてガイドラインではより具体的に6つのPPP政策の目的が示されている<sup>10</sup>。

- ① 政府がVFMを明らかに達成可能であると明確に立証される公共インフラや関連サービスに対する民間からの投資を促すこと
- ② 公共インフラや関連サービスに対する関連サービスの革新を促すこと
- ③ プロジェクトの選択、入札及び落札において厳格なガバナンスを確保すること
- ④ オーストラリア全域に共通したPPP適用の枠組と手続きの簡略化
- ⑤ 戦略的な優先順位、市場の状況には柔軟であること
- ⑥ 結果に対する説明責任を明確にすること

### 3.2 PPPの主要原則

ガイドラインにおいてはPPPを適用する際の主要原則として9つがまとめられている。

#### ① VFMの達成

VFMの達成は、PPPを行うに当たってもっとも重要な事項であり、これの達成がなければ事業をPPPで行う意味はなく、その場合は他の調達方法が用いられる。

#### ② 公共の利益への貢献、

PPPプロジェクトの選択の際には、そのプロジェクトが長期に渡って公共の利益と相反しないことが重要である。

#### ③ 適切なリスク配分

PPPの実行によって発生したリスクはそれを管理する能力が最も優れた当事者に配分される必要がある。

#### ④ アウトプットの重視

PPPはどのようなサービスを供給しているかが重要である。したがって、政府が要求する公共サービスにおけるアウトプットを数値化することが可能であり、アウトプット仕様にしたがって確実に供給されているかをチェックする方法が確立されている必要がある。

#### ⑤ 透明性

PPPの活用には入札情報、アウトプット情報について透明性の確保が必要である。

#### ⑥ 説明責任

アウトプットに対する説明責任は政府部門が負う。

#### ⑦ 魅力的な市場

民間の事業者が資金を提供するのは政府により承認され、市場における公平性が確保され、VFMが達成される見込みがある時である。事業が多く民間企業体にとって魅力的なビジネスチャンスであることが期待でき、同時にプロジェクト全体のコストを減らすことができる必要がある。

#### ⑧柔軟な資金調達

PPP プロジェクトの変更により政府が契約内容の変更を求めた際、その変更に対応するための民間部門の資金調達が不可能とならないように、リスク配分を維持しつつ柔軟な資金調達が可能である必要がある。

#### ⑨長期的な契約

PPP の契約は契約期間が長く、市場環境や技術革新を踏まえて柔軟である必要がある。プロジェクトを完遂するためには確実に説明責任を果たし、VFM が確実に達成されている必要がある。

### 3.3 PPP の発展と公債協議会およびインフラストラクチャー・オーストラリア

オーストラリアの PPP は 1980 年代から道路事業等を中心として実施されてきた。現在社会資本整備・運営手法として一定の地位を確立している PPP 事業は 2000 年を 1 つの区切りとして二つの期間に区分することができる<sup>11</sup>。

2000 年を転換点としているのは、ビクトリア州の政府所管機関であるパートナーシップス・ビクトリア (Partnerships Victoria) が PPP における政策の大枠 (The Partnerships Victoria policy and guidelines) を設定したためである。このガイドラインの特徴としては、① PPP という言葉が規定する範囲が拡大したこと、②政府部門が供給する責任のあるコアサービス (病院等) とノンコアサービス (施設管理・維持) を区分し、コアサービスを民間事業から除外することにより、収益性の低い社会インフラも PPP の範囲に取り込まれることになったこと、③複数施設の包括化がするんだこと<sup>12</sup>、が挙げられる。

このガイドラインが設定された背景の 1 つとして、この時期における公債協議会の役割の変化も見逃すことはできない<sup>13</sup>。そこで以下では簡単に公債協議会の役割とその変遷に言及する。

この公債協議会の誕生は 1927 年にまで遡ることができるが、その設立から 1970 年代までは基本的には連邦がその強力な財源を背景に公債協議会の決定を支配していた。しかし、その関係性に変化が見られたのが、1970 年代からである。この時期、各州は資源開発に関わるインフラ整備に投資が必要となってきたため、公債協議会の公債の配分方法に変化を求めるようになる<sup>14</sup>。

そして 1970 年代後半に連邦は、エネルギーと鉱山部門における「インフラストラクチャー向け起債プロジェクト (Infrastructure Borrowing Program)」に対する起債を求める州の要求を受け入れ、1978 年 6 月の公債協議議でこの新しいガイドラインを承認した。これにより特別な重要性があるプロジェクトの場合には、公営企業等の準政府機関による海外での起債も公債協議会の承認を得ることを前提に認められることになった。これにより徐々に公債協議会の統制は緩められていく結果となる。

1980 年代に入り公債協議会の統制力は徐々に低下しつつあったが、この時期の特徴的な動きとしては、「州の中央借入機関」State Central Borrowing Authorities の設立がある。これは公債協議会に代わって、州が州の立場において金融市場の動向を意識しながら準政府機関及び地方政府に対して借入を行う機関である。1980 年代以降世界の潮流は、サッチャーリズム、レーガノミック스에代表される新自由主義経済が主流であり市場万能主義、民営化といった小さな政府が目標であ

り、経済政策の中心であった。そのような時代背景の中で1970年代後期から1980年代初期のオーストラリアも同様に自由・地方党のフレーザー政権下において新自由主義政策を採用し、州の権限を重視する分権化政策を進めていた。そのため、連邦から州に対して交付される特定目的補助金の削減や地方政府の管理を州に任せ、連邦は関与しないといった政策が中心であった<sup>15</sup>。これは世界経済の影響もあるが、それまでのウィットラム政権下の集権化政策に抵抗するために打ち出された政策でもあった。

そのような世界経済の潮流や政治的背景の中で、オーストラリア経済は1970年代の石油ショック、天然資源開発等の経済発展に必要なインフラ整備が牽引してきた経済の停滞による影響で主力産業である天然資源産業が大きな打撃を受け、1980年前半には失業率は10%前後で推移していた。1960年代には失業率が1～2%であったことを考えるとオーストラリアにおける経済構造改革は急務であった。

この事態の経済政策の一環としてホーク政権が導入した全国競争政策は、州の経済に深刻な影響をもたらした。1985～86年度から、連邦政府は先例のない財政政策を州に押しつける結果となった。キーティング財務相による連邦財政の立て直しは、民営化とともに州に対する交付金の削減をともなって実行された。この時、社会資本整備において民間部門の活用の検討がなされ、PPPの手法が導入されることになった。その先駆けとなるのが1989年に契約が締結されたシドニー・ハーバー・トンネルプロジェクト（ニュー・サウス・ウェールズ州政府によるトンネル整備事業）である。

ホーク政権が導入した経済政策によって州は財源不足によって教育や医療などの基幹的な行政サービスの質の低下を招いたばかりでなく、ビクトリア州では州財政の破綻を引き起こす結果となった。また、連邦の政策が財政の黒字化を中心としていたため、オーストラリア全体のインフラ整備が遅れるという結果を招いた。

1980年代中頃には、オーストラリアの経常赤字と対外債務に対する懸念は連邦を過度の財政縮小の戦略を実施することに導き、1990-91年の景気後退で最高点に達した。しかしながら、1980年代のホーク労働党政権下で積極的に実施された経済構造改革の結果、オーストラリア経済を常に悩ませていた財政赤字が1993-94年度に黒字化された<sup>16</sup>。この包括的統制アプローチは1985年から1980年代末までは大きな変化はなかったが、1990年以降に検討が加えられることになる。それは以下の3つとなる。

- ① 起債の配分方法の変更
- ② 州の海外からの借入規制の廃止
- ③ 準政府機関の借入の自由化

①の起債の配分方法については1970年以降、各州の要請も強まっており、起債需要を反映した柔軟な配分方法へと制度を変更する必要性が増してきたことが背景にある。

②については、1984-85年より州の海外からの借入限度は新規借入に満期の対外債務の借換えを加えた額の22%が上限であった。しかし1991-92年以降この上限は廃止された。そこには連邦は

州が海外からの借入の自由化に関して十分な見識を得たという判断であった。さらに、州が自らの責任において柔軟に資金調達を行う権限を付与することで、より多くの責任や起債コストを認識させる必要があるとの判断であった。

③については主に1990年に電気・通信、航空・鉄道分野の民営化にともなう動きと調整をとっていると考えられるが、公債協議会の規制を前提として、準政府機関は政府によって実質的に支配される機関、すなわち発行株式を全て保有される、または過半数所有される、もしくは部分的に所有される機関であった。そのため、連邦の公営企業であるテレコム<sup>17</sup>やカンタス航空等は公債協議会の規制の下にあった。1988年に財務相のキーティングは公債協議会の統制から特定の公営企業を除外することを検討することを表明し、1991年5月、包括的統制アプローチの下で公債協議会の統制から免除される公営企業の範囲を変更するための改正を行った<sup>18</sup>。

これまで採用されてきた包括的借入統制アプローチは州の起債需要を反映しないという欠点を含んだまま1990年代初頭まで公債協議会により運営されてきた。しかし、配分方法の変更を求める提案が1992年12月7日の公債協議会の会議においてなされた。この会議では包括的借入統制アプローチが各政府の取引の複雑化にともないその効果を発揮することができなくなっていることが確認された。また、ビクトリア州の財政破綻の反省を踏まえて、公債協議会のメンバーには各政府の財政的なモニタリングの強化と財政状況の報告義務が強要されることも決定した。

これにより、州に対する起債の配分方法の変化を含んで、1993年7月1日以降包括的借入統制アプローチは廃止され、新しい起債枠基準 Loan Council Allocations が採用されることとなった。新しい起債枠基準のもとでは、連邦及び各州は公債協議会に借入予定額を持ち寄り、これに基づき各地域の財政状況を勘案して借入限度総額を協議によって決定している。また、連邦及び各州により持ち寄せられた借入総額が連邦のマクロ経済方針の目的と矛盾するならば、公債協議会の場において政府間の財政状況の比較、インフラ条件等の要因を考慮し、起債枠が政府間で協議され決定される仕組みである<sup>19</sup>。

今日の公債協議会は連邦及び州のそれぞれの首相もしくは財務大臣で構成されている。また、1990年代中ごろより連邦及び州の借入に関する規律を維持するために、市場のメカニズムがその役割を担う傾向にある。そのため、公債協議会は1995年7月1日に施行された財政協定法(Financial Agreement Act 1994)に基づき、引き続き連邦及び州の借入金の状況をモニタリングし、公的部門における財政の透明性と政府の責任を高めることが基本的な役割となっており、1980年代の公債協議会の役割と比較すると今日の役割はかなり変化している。このように、オーストラリアのPPP導入当初の焦点が公債協議会の起債制限を回避することにあったことは、明白である。

この流れを受け、1996年に自由党・労働党のハワード連邦政府首相は財政改革に乗り出し、歳出削減の一環としてインフラ整備における民間資金の導入や、民営化の促進を行っていく。そして航空法、電気通信法など、多くの法律の整備がなされることにより、民間部門の参入機会が拡大した<sup>20</sup>。

前述したように、2000年にパートナーシップス・ビクトリアがPPPにおける政策のガイドラインを設定した後、ケビン・ラッド連邦政府首相が率いる労働党政権下で2008年に設立された連邦



政府の法定諮問機関であるインフラストラクチャー・オーストラリア (Infrastructure Australia) が導入した「国家官民連携政策及びガイドライン」(National Public Private Partnership Policy and Guidelines) をオーストラリア政府協議会 (COAG, Council of Australian Governments) は承認する。その結果、全ての連邦、州、準州の政府機関が同政策及びガイドラインを適用することとなり、各政策における指針は基本的に共通化されることになった。

このインフラストラクチャー・オーストラリアの役割はインフラ整備に係る課題を検討し、課題を解消するための施策を実施することで、オーストラリアの市場効率を向上させ、競争力を高めることにある<sup>21</sup>。この組織の管理下にあるのが、オーストラリア建設基金 (the Building Australia Fund) である。この基金はCOAG改革基金法2008 (The COAG Reform Fund Act 2008) により設立が認められている基金であり、インフラストラクチャー・オーストラリアの組織の監督下において、国内輸送および通信インフラの整備に関して資金を提供する。そしてこの基金から州へ対する拠出はCOAGの改革方針における業績指標に沿った形であるため、州は一定の成果を残すことで基金からの拠出を受けることが可能となる<sup>22</sup>。

### 3.4 公共サービスにおけるPPPの適用

前項ではPPPの発展を、公債協議会とインフラストラクチャー・オーストラリアとの関係において言及してきた。オーストラリアにおいては1980年代より本格的にPPPの手法が採り入れられ、現在まで発展してきた。図2はEnglish(2006)で示されている1980年から2005年までの公共サービスの内容を州ごとにまとめた資料である。

全ての州にて実施されている事業がエネルギー関連事業である。また、事業費を基準にみると、最も多くの金額が投資されている事業は道路関連事業であり、州を基準にみるとビクトリア州が事業費、PPP実施件数共に最多である。ビクトリア州は前述したように1980年代から1990年代にかけて財政状況が悪化した経験があり、その影響を受け、積極的にPPPに取り組んでいると考えられる。

次にそれぞれの主な公共サービスについて言及すると、刑務所についてはBorallon刑務所(クイーンズランド州)、Junee刑務所(ニュー・サウス・ウェールズ州)、そして、アカシア刑務所(西オーストラリア州)、Ravenhal刑務所(ビクトリア州)などがPPPを採用している。Borallon刑務所は1990年にオーストラリアで最初に民間部門で管理された刑務所である<sup>23</sup>。Ravenhal刑務所における民間部門の役割は刑務所の設計、建設、建物の維持管理、資金調達などがある。

教育施設については、近年のビクトリア州の「New Schools Public Private Partnership (PPP) Project」が代表的である<sup>24</sup>。このプロジェクトはビクトリア州の主要な都市において実施されており、民間部門が25年間、公立の学校の資金管理、建物の設計、建設、建物の維持管理を実施する。

エネルギーについては、例えばニュー・サウス・ウェールズ州のthe Macarthur Water Treatment Plant等が挙げられる。このプロジェクトはSydney Water Corporationが代理人となり、資金調達、施設の設計・建設・維持管理・運営を実施している。契約期間は1993年から2030年までであり、契約金額は1億2310万豪ドルである<sup>25</sup>。

娯楽施設については例えばスタジアム・オーストラリア等が挙げられる。当該スタジアムは2002年に開催されたシドニーオリンピックで利用するスタジアムについて、設計・建設・資金調達・維持管理・運営を民間事業者が実施している。

医療施設については例えばニュー・サウス・ウェールズ州の the Hawkesbury Hospital 等が挙げられる。このプロジェクトは Wentworth Area Health Services (WAHS) and Health Administration Corporation (HAC) が代理人となり、民間部門が病院の設計、建設を担っている。契約期間は1994年から2014年までとなっており、契約金額は4670万豪ドルである<sup>26</sup>。

IT関連については例えばビクトリア州の Mobile Data Network 等が挙げられる。このプロジェクトは救急隊員が広範囲なデータにアクセスできるような通信設備を整えるものであり、契約金額は1億4,000万豪ドルである<sup>27</sup>。

裁判所関連については例えばビクトリア州の Victorian County Court Project 等が挙げられる。このプロジェクトにおける民間部門の役割は、裁判所の施設マネジメント・維持、警備、情報テクノロジー・システムの設計とその資金調達である。契約期間は20年であり、契約金額は1億9,500万豪ドルである<sup>28</sup>。

鉄道関連についてのPPPの適用は例えばビクトリア州の High Capacity Metro Trains(HCMT) Project 等が挙げられる。このプロジェクトは民間部門において鉄道システムを建設・運行・保守や車両の整備等をし、地下鉄の混雑緩和、移動時間の削減に取り組んでいる<sup>29</sup>。

道路関連については例えばニュー・サウス・ウェールズ州の Sydney Harbour Tunnel 等が挙げられる。このプロジェクトはPPPの手法導入の先駆けとなったプロジェクトであり、Roadsand Maritime Service (RMS) が代理人となり1987年から2023年までの期間の契約が締結されている。民間部門の役割はトンネルの設計、建設、資金調達である。また、契約金額は約6億7,000万豪ドルのトンネル整備事業である。トンネルの全長は2.3キロメートルとなっており、当該トンネルによって渋滞の緩和等が見込まれる<sup>30</sup>。

図2 1980年から2005年における公共サービスと事業件数、事業費累計

公共サービスの内容	事業費 件数	州							合計
		NSW	NT	QLD	SA	TAS	VIC	WA	
刑務所・矯正施設	事業費	25		89			1,370	79	1,563
	件数	1		2			8	1	12
教育施設	事業費	315		240			90		645
	件数	2		1			1		4
エネルギー	事業費	717	380	2,311	820	78	874	863	7,493
	件数	5	1	7	4	1	10	7	39
娯楽施設	事業費	703	1,100				1,066		2,869
	件数	2	1				4		7
医療施設	事業費	359		561		30	1,019	700	2,669
	件数	4		1		1	4	1	11
IT関連	事業費						360		360
	件数						3		3
裁判所	事業費						140	210	350
	件数						1	2	3
鉄道	事業費	266		233			4,362		6,151
	件数	2		1			6		10
道路	事業費	7,550		82			4,455		12,087
	件数	9		1			3		13
廃棄物処理施設	事業費			105					105
	件数			1					1
水道	事業費	658		70	324		325		1,377
	件数	5		2	6		9		22
合計	事業費	10,593	1,480	3,681	1,144	108	14,061	1,852	35,669
	件数	30	2	16	10	2	49	11	125

注1：事業費の単位は百万豪ドル。

注2：それぞれNSWはニュー・サウス・ウェールズ州、VICはビクトリア州、QLDはクイーンズランド州、WAは西オーストラリア州、SAは南オーストラリア州、TASはタスマニア州、NTは北部準州を示す。

資料：English (2006) ,p.257,および環境法人自治体国際化協会 (2011) ,p.5を参照。

#### 4. 公共サービスにおける受益者負担の可能性

これまで、第2節において受益者負担判定要素として競合性、排除可能性、外部効果、再分配政策の4つの要素を取り上げてきた。以下ではその4つの要素にそれぞれ基準を設定し、実際の公共サービスの内容がどのような性質を持っているのかを個別に検討していく。

##### 【競合性】

- ：競合的である。
- △：基本的には非競合的であるが、混雑する可能性がある。
- ×：非競合的である。

**【排除コスト】**

- ：排除可能である。
- △：ほぼ排除不可能である。
- ×：排除不可能である。

**【外部効果】**

- ：外部効果がある。
- ×：外部効果がない。

**【再分配政策】**

- ：全額公的負担となる再分配政策を行っている。
- △：一部公的負担となる再分配政策を行っている。
- ×：再分配政策を行っていない。

**【受益者負担の可能性】**

- ：十分に受益者負担の可能性がある。
- △：限定的に受益者負担の可能性がある。
- ×：受益者負担の可能性はない。

次いで、図2で示した公共サービスの受益者負担の可能性に言及する。

**【刑務所・矯正施設】**

刑務所の場合、それが存在することによって公共の安全というサービスの便益は全ての人等しく享受することができるため、競争性はない。また、刑務所の受益者は国民一般であり受刑者が収監のつと国民から課金することは不可能である。したがって刑務所は純粋公共財と位置付けることができるため、受益者負担の可能性はない。刑務所のサービスは第六分類とする。

**【教育施設】**

教育サービスを受けることによる便益は知的水準の上昇やより良い就職のチャンスなど基本的には教育を受けた個人に帰属するため、競争性がある。また教育の受益者は個人であるため、便益享受量は正確に測定することができることから、料金を支払っていない者を排除することは可能である。しかし、教育を受けることにより、国民同士が同じ言語でコミュニケーションができるようになるなどの外部効果がある。このような外部果に着目し、義務教育などは政府によって比較的安価に提供することで所得再分配政策としての位置付けがある。すなわち、均衡量以上に消費されることが望ましいと判断されるため、政府によって供給されるサービスである。したがって、受益者負担の可能性は政策的にない。教育施設サービスは第一分類とする。

**【エネルギー】**

電力、ガスなどのエネルギーについては一定の許容量の範囲内であれば、他の者の消費を妨げることなく、ある者の消費を増加させることができることから、低いが競争性はあるため、使用料を支払っていない者を排除することは可能である。したがって受益者負担の可能性があり、第四分類とする。

#### 【娯楽施設】

娯楽施設は【エネルギー】と同様、一定の許容量の範囲内であれば、他の者の消費を妨げることなく、ある者の消費を増加させることができることから、競合性はあるため、使用料を支払っていない者を排除することは可能である。したがって受益者負担の可能性があり、第四分類とする。

#### 【医療施設】

医療施設については前述した【教育施設】と同様、便益は基本的には教育を受けた個人に帰属するため、競合性がある。また医療の受益者は個人であるため、便益享受量は正確に測定することができることから、料金を支払っていない者を排除することは可能である。しかし、医療を受けることにより、公衆衛生が良くなるなどの外部効果がある。そのため、政府が再分配政策として供給している。したがって、受益者負担の可能性は政策的にない。医療施設サービスは第一分類とする。

#### 【IT 関連】

IT 関係については【エネルギー】および【娯楽施設】と同様他の者の消費を妨げることなく、ある者の消費を増加させることができることから、低いが競合性はあるため、使用料を支払っていない者を排除することは可能である。したがって受益者負担の可能性があり、第四分類とする。

#### 【裁判所】

裁判所については【刑務所・矯正施設】と同様、それが存在することによって公共の安全というサービスの便益は全ての人々が等しく享受することができるため競合性はない。また、裁判所の受益者は国民一般であり被告人が裁判のつど国民から課金することは不可能である。したがって裁判所は純粋公共財と位置付けることができるため、受益者負担の可能性はない。裁判所のサービスは第六分類とする。

#### 【鉄道】

鉄道については【エネルギー】、【娯楽施設】、【IT 関連】と同様他の者の消費を妨げることなく、ある者の消費を増加させることができることから、競合性があるため、使用料を支払っていない者を排除することは可能である。したがって受益者負担の可能性があり、第四分類とする。

#### 【道路】

道路についてはその利用者から利用料を徴収することが可能であるが、徴収コストが莫大なものとなる。また道路は平時であれば非競合的であるが、混雑現象が起こった場合には競合的になる。許容量の範囲内であれば他の者の消費を妨げることなく、他の者の消費を増加させることができるが、使用料を支払っていない者を排除することはほぼ不可能である。したがって受益者負担の可能性はほぼないことから第五分類とする。

#### 【廃棄物処理施設】

廃棄物処理施設については【刑務所・矯正施設】、【裁判所】と同様、それが存在することによって公共の安全というサービスの便益は全ての人々が等しく享受することができるため競合性はない。また、当該施設の受益者は国民一般であるから便益享受量を正確に測定することは不可能である。したがって純粋公共財と位置付けることができるため、受益者負担の可能性はない。廃棄物処理施設のサービスは第六分類とする。

【水道】

水道については【エネルギー】、【娯楽施設】【IT関連】、【鉄道】等と同様、他の者の消費を妨げることなく、ある者の消費を増加させることができることから競合性があるため、使用料を支払っていない者を排除することは可能である。よって受益者負担の可能性があり、第四分類とする。

図3 公共サービスの内容と受益者負担の可能性

公共サービスの内容	受益者負担判定要素				受益者負担の可能性	公共サービスの分類
	競合性	排除可能性	外部効果	再分配政策		
刑務所・矯正施設	×	×	○	×	×	第六分類
教育施設	○	○	○	○	×	第一分類
エネルギー	○	○	×	×	○	第四分類
娯楽施設	○	○	×	×	○	第四分類
医療施設	○	○	○	○	×	第一分類
IT関連	○	○	×	×	○	第四分類
裁判所	×	×	○	×	×	第六分類
鉄道	○	○	×	×	○	第四分類
道路	△	△	○	×	△	第五分類
廃棄物処理施設	×	×	○	×	×	第六分類
水道	○	○	×	×	○	第四分類

資料：筆者作成

5. 公共サービスにおける PPP の可能性

これまでオーストラリアの公共サービス別の実際の PPP と受益者負担の可能性について言及してきた。この節ではそれらを比較する。

刑務所・更生施設については図3に示すとおり純粋公共財としての位置付けがあるため第六分類とした。純粋公共財は排除不可能財であるため料金徴収は不可能であり、受益者負担の可能性はない。しかし、現実的にはビクトリア州などにおいて PPP が活用されている。受益者負担の可能性はない刑務所サービスであるが、そのサービスを分解してみるとすべてが必ずしも政府部門でないと供給できないという訳ではない。具体的には、ビクトリア州の刑務所では建物の設計、建設、建物の維持管理などは、民間部門に委託されている。オーストラリアではこの点で限定的に公共サービスを細分化して PPP を活用し、業務の効率化を図っている。

教育施設については第一分類である。当該施設は排除可能性があるため料金徴収は可能であるが、再分配政策として政府が供給している財であることから受益者負担の可能性は無い。現実的にはニュー・サウス・ウェールズ州などで PPP が活用されている。具体的には刑務所・更生施設と同様に教育施設における民間部門の役割は施設の設計、建設、維持管理であることから、限定的に PPP が活用されている。

エネルギーについては第四分類である。具体的には電力、ガス等のサービスであるが、これらのサービスは競争的でありかつ、排除可能なサービスであることから、支払に対する反対給付となりえるため料金徴収が可能である。現実的にも当該サービスについては全ての州で施設の設計、建設、維持管理、運営において積極的にPPPが活用されている。

娯楽施設についてはエネルギーと同様に第四分類である。ニュー・サウス・ウェールズ州やビクトリア州などがその設計・建設、維持管理、運営でPPPを活用している。本来第四分類は料金徴収が可能であることから、より多くの州でPPPが活用されることが望まれる。

医療施設については教育施設と同様に第一分類であるため、受益者負担の可能性は無い。しかし民間部門の役割は病院の設計、建設、維持管理に限定してPPPが活用されている。

IT関連については第四分類であるため、より積極的にPPPを活用すべきである。しかし現実的にはビクトリア州のみがPPPを活用している。娯楽施設と同様、より多くの州でPPPを積極的に活用することが望まれる。

裁判所については刑務所・更生施設と同様に第六分類であるため受益者負担の可能性は無い。しかし、ビクトリア州のみが裁判所の施設マネジメント・維持、警備、情報テクノロジー・システムの設計とその資金調達など、限定的にPPPを活用している。

鉄道については娯楽施設、エネルギーと同様に第四分類であるから、積極的にPPPを活用すべきであるが、実際に活用している州はニュー・サウス・ウェールズ州とクイーンズランド州、ビクトリア州の3州のみである。民間部門において鉄道システムを建設・運行・保守や車両の整備等が実施されているが、より多くの州でPPPを活用することが望まれる。

道路については第五分類である。道路のような公共サービスは競争性が若干存在するが、排除することはほぼ不可能である。そのため受益者負担の可能性はない。したがって、現実的にもトンネルの設計、建設、資金調達など限定的にPPPが活用されている。

廃棄物処理施設は刑務所・更生施設、裁判所と同様に第六分類である。したがって、民間部門を活用するとすれば、公共サービスを細分化する必要があるが、現状においてはクイーンズランド州のみがPPPを活用している。

水道は娯楽施設、エネルギー、鉄道と同様に第四分類であることから、当該サービスにかかる多くの項目でPPPを活用すべきである。しかし、現実的なPPPの活用は事業費、件数共に、積極的ではない。

## 6. PPPの評価

前節において公共サービスの受益者負担の可能性と現状のPPP活用状況を比較検討した。この節ではそれらを評価する。

まず、第六分類となる刑務所・更生施設、裁判所、廃棄物処理施設であるが、各州ともに積極的にPPPを活用しているわけではない。しかし、公共サービスの内容を細分化して、施設の設計や建設については限定的に民間部門を活用している。このように、受益者負担が可能であるから民営

化が可能、一方で受益者負担が不可能であるから民営化が不可能という二分論ではなく、純粋公共財であってもその内容を精査してPPPを活用するという取り組みは評価すべきである。

教育施設や医療施設は市場で供給可能な私的財であるが、外部効果を考慮して、社会にとって価値があると判断されるため、政府が供給することによって住民の福祉を向上させることにつながる。これらの財の供給は市場に全面的に任せるのではなく、政府が介入し、その供給に政府が責任を持つことが望ましい。しかし、政府独自で供給を決定することが可能となり、費用が肥大化することがある。この観点から、より積極的に多くの州で、これらの公共サービスについてPPPを活用することが望まれる。

エネルギー、娯楽施設、IT、鉄道、水道は受益者負担が可能な第四分類である、しかし、これらの公共サービスのうち積極的にPPPが活用されているのはエネルギーのみである。これらの公共サービスについてはPPPをさらに活用すべきである。

最後に道路は受益者負担の可能性がほぼない、第五分類であり、類型としては第六分類に近い。したがって、公共サービスの内容を精査し細分化することでPPPを活用すべきである。ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州、ビクトリア州のみPPPを活用しているが、他州においても公共サービスの内容を限定してPPPを活用することは可能であると思われる。

## 7. おわりに

オーストラリアのPPPは1980年代に端を発しており世界的に歴史が長く、多くの実績を上げている。また2008年にインフラストラクチャー・オーストラリアが導入した「国家官民連携政策及びガイドライン」により、各州で統一したPPP事業ガイドラインが確立された。その意味でPPPは費用削減や付随的効果の面等から有効な手段であり、今後その重要性は高まるであろう。

そこで本稿ではオーストラリアにおける現実の公共サービスを受益者負担の可能性という枠組みを用いてPPPの活用実態を評価した。その際、公共サービスの政府の役割分担の問題を受益者負担の可能性について理論的な枠組みを設定して検討した。より具体的には公共サービスをグループ分けし、それぞれの公共財としての特徴を明らかにすることで、それらのサービスの受益者負担の可能性を分析した。また、公共財の特徴を明らかにする際には単に非競争性や排除不可能性といった標準的な基準にとどまらず、所得再分配効果や外部効果まで広げて類別し、受益者負担の可能性に言及した。本稿では刑務所等の純粋公共財についてはPPPが限定的に活用されている点を評価し、一方で娯楽施設等の受益者負担が可能である公共サービスについては、PPPを活用する余地があることを指摘した。

本稿で受益者負担の可能性という側面からPPPを評価し、その活用実態を検討したことは、政府の役割について検討することに繋がる。それは連邦と州政府間の役割分担を明確にすることの前提であり、財政需要の決定に影響を及ぼす事務をどの政府レベルに割当てるとのかという問題、さらには財政需要を充たす収入権をどのように割当てるとべきかという問題に発展する。本稿で採り上げた公共サービスは限定的であり、さらにその範囲を広げることが必要であろう。この点は今後の



課題としたい。

## 注

- <sup>1</sup> 先行研究として K.N.Münc (1976)、八木原 (2011c) 等がある。
- <sup>2</sup> 半谷 (2006)、pp.52-54。
- <sup>3</sup> 動物園や博物館のように共同消費される施設は混雑財であり、本稿においては競合性のある財と位置付けているため排除可能である。
- <sup>4</sup> なお、中井 (2007) は「消費の外部性 100%」としている。
- <sup>5</sup> PPP の定義については「国家官民連携政策・ガイドライン (National Public Private Partnership Policy and Guidelines)」を参照。<[https://infrastructure.gov.au/infrastructure/ngpd/index.aspx#anc\\_public-private](https://infrastructure.gov.au/infrastructure/ngpd/index.aspx#anc_public-private)> (2017 年 1 月 9 日アクセス)
- <sup>6</sup> PPP の特徴については「国家官民連携政策・ガイドライン (National Public Private Partnership Policy and Guidelines)」を参照。<[https://infrastructure.gov.au/infrastructure/ngpd/index.aspx#anc\\_public-private](https://infrastructure.gov.au/infrastructure/ngpd/index.aspx#anc_public-private)> (2017 年 1 月 9 日アクセス)
- <sup>7</sup> English (2006) ,p.254.
- <sup>8</sup> English (2006) ,p.254.
- <sup>9</sup> English (2006) ,p.254.
- <sup>10</sup> Commonwealth of Australia (2016) ,p.3.
- <sup>11</sup> English (2006) ,p.252. および財団法人自治体国際化協会 (2011) ,p.1. を参照。
- <sup>12</sup> English (2006) ,p.252. このガイドラインの内容はイギリスの PFI モデルを基礎としている。
- <sup>13</sup> 八木原 (2011a) を参照。
- <sup>14</sup> 八木原 (2011a) を参照。
- <sup>15</sup> 八木原 (2011b) を参照。
- <sup>16</sup> しかしながら、その背景には州に対する交付金の削減によるビクトリア州財政の破綻という事態を招いた。これはビクトリア州だけの問題ではなく州全体の財政面での脆弱性を示す事象であった。八木原 (2011b)
- <sup>17</sup> 1976-77 年には連邦はテレコム向けに公債協議会に対して起債の承認を求めている。大浦 (1987)、p.280。
- <sup>18</sup> 公債協議会の免除の対象となる公営企業となるには民間資本が 40% 以上含まれていること、等の条件があった James [1993] ,p.12.
- <sup>19</sup> また、各政府は公債協議会が承認した配分と予算時点で持ち寄られた借入額との誤差が公的部門収入の 3% を超える場合、また当初の本予算どおりの執行が困難になり、年度の最終確定借入額と年度予算時点の借入額との間の誤差が 3% を超える場合には各政府は公債協議会に通知し、説明をしなければならない。
- <sup>20</sup> オーストラリアにおいて PPP が導入された当初は主に BOO (Build-Own-Operate) 方式または BOOT (Built-Own-Operate-Transfer) 方式が採られていた。財団法人自治体国際化協会 (2011) ,p.2.
- <sup>21</sup> 八木原 (2017) を参照。
- <sup>22</sup> 八木原 (2017) を参照。
- <sup>23</sup> Moyle (1995) ,pp. 34-62
- <sup>24</sup> ビクトリア州の教育に関する新しい取り組みは以下のホームページを参照した。<<http://www.education.vic.gov.au/about/programs/infrastructure/Pages/newschoolsproject.aspx>> (2017 年 1 月 15 日アクセス)
- <sup>25</sup> ニュー・サウス・ウェールズ州の当該取り組みについては以下のホームページを参照した。<[http://www.treasury.nsw.gov.au/ppp/nsw\\_projects/projects\\_which\\_have\\_been\\_awarded/water/macarthur\\_water\\_treatment\\_plant](http://www.treasury.nsw.gov.au/ppp/nsw_projects/projects_which_have_been_awarded/water/macarthur_water_treatment_plant)> (2017 年 1 月 15 日アクセス)
- <sup>26</sup> ニュー・サウス・ウェールズ州の当該取り組みについては以下のホームページを参照した。<[http://www.treasury.nsw.gov.au/ppp/nsw\\_projects/past\\_projects/hawkesbury\\_hospital](http://www.treasury.nsw.gov.au/ppp/nsw_projects/past_projects/hawkesbury_hospital)> (2017 年 1 月 15 日アクセス)
- <sup>27</sup> ビクトリア州の当該取り組みについては以下のホームページを参照した。<<http://www.dtf.vic.gov.au/Infrastructure-Delivery/Public-private-partnerships/Projects/Mobile-data-network>> (2017 年 1 月 15 日アクセス)

- <sup>28</sup> ビクトリア州の当該取り組みについては以下のホームページを参照した。<<http://www.dtf.vic.gov.au/Infrastructure-Delivery/Public-private-partnerships/Projects/Victorian-County-Court-Project>> (2017年1月15日アクセス)
- <sup>29</sup> ビクトリア州の当該取り組みについては以下のホームページを参照した。<<http://www.dtf.vic.gov.au/Infrastructure-Delivery/Public-private-partnerships/Projects/High-Capacity-Metro-Trains-Project>> (2017年1月15日アクセス)
- <sup>30</sup> ニュー・サウス・ウェールズ州の当該取り組みについては以下のホームページを参照した。<[http://www.treasury.nsw.gov.au/ppp/nsw\\_projects/projects\\_which\\_have\\_been\\_awarded/roads/sydney\\_harbour\\_tunnel](http://www.treasury.nsw.gov.au/ppp/nsw_projects/projects_which_have_been_awarded/roads/sydney_harbour_tunnel)> (2017年1月15日アクセス)

## 参考文献

- Commonwealth of Australia (2016) , *National Public Private Partnership Policy Framework*.  
<https://infrastructure.gov.au/infrastructure/ngpd/files/National-PPP-Policy-Framework-Oct-2015.pdf>
- English, L. M. (2006) , “Public Private Partnerships in Australia: An Overview of Their Nature, Purpose, Incidence and Oversight”, *University of New South Wales Law Journal* 29 (3) , pp 250-262.
- James, Denis. [1993], “The Australian Loan Council (Second Edition) ,” *background paper No. 29 presented to the Parliament of the Commonwealth of Australia*, Economics Commerce and Industrial Relations Group ,Canberra, Australia.
- Moyle, P. (1995) , “Private prison research in Queensland, Australia: A case study of Borallon Correctional Centre, 1991” , *British Journal of Criminology*, 35 (1) , pp. 34-62.
- 大浦一郎 (1987)、『オーストラリア財政論』、文眞堂。
- 財団法人自治体国際化協会 シドニー事務所 (2011)、「オーストラリアにおける官民連携手法について」、Clair Report No. 369。
- 中井英雄 (2007)、『地方財政学：公民連携の限界責任』、有斐閣。
- 花井清人 (2003)、「オーストラリアでの財政分権化・税源移譲の課題」、成城大学『経済研究』第159号。
- 半谷俊彦 (2006)、「応益課税に基づく公平の地方税制のあり方—ドイツ等価原則の再検討—」、八巻節夫他『等価負担原則と財政構造改革』東洋大学現代社会総合研究所、研究プロジェクト年報第3号。
- プライスウォーターハウスクーパーズ株式会社 (2011)、「諸外国における PFI・PPP 手法 (コンセッション方式) に関する調査報告書」。 <http://www8.cao.go.jp/pfi/pdf/concession22.pdf>
- 八木原大 (2011a)、「オーストラリアの公債協議会の発展と役割」、『経済研究』、大東文化大学経済研究所、第24号。
- (2011b)、「オーストラリアの財政調整—特定目的補助金を中心として—」、東洋大学紀要47集。

- (2011c)、「オーストラリアの医療保障制度－財の性質と負担の観点から－」、実践女子大学、人間社会学部紀要第7集。
- (2017)、「オーストラリア地方政府における公共政策の課題と展望」、『経済研究』、大東文化大学経済研究所、第30号。
- 八巻節夫 (2006)、「適正負担の原則と公民連携」、八巻節夫他『『三位一体改革』と地方分権－受益と負担の一致の視点から－』東洋大学現代社会総合研究所、研究プロジェクト年報第5号。